

通所型サービスの類型

基準	スマイルデイサービス (通所介護相当サービス(独自))	はつらつデイサービス (通所型サービスA(緩和した基準によるサービス))
サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス	閉じこもり予防や自立支援のための運動レクリエーション等のサービス ①集団プログラム(個別プログラム不要) ②運動の場の提供 ※入浴は実費
対象者	要支援1・2または事業対象者で (1)医療依存度が高い方 (2)身体介護が必要な方	要支援1・2または事業対象者で (1)身体介護が不要な方 (2)集団での機能維持が必要な方
人員	・管理者 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員 1以上	・管理者 専従1以上 ・従事者 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.1以上
設備	・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ※現行と同様 要支援者と要介護者を合わせた数で基準を満たす ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備等非常災害に必要設備 ・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ※通所介護相当サービスと一体的に実施する場合は全利用定員の合計を基準とする ・必要な設備・備品
単価	現行と同様 ◆通所型サービス費Ⅰ(事業対象者、要支援1) 週1回程度 1か月につき1,672単位 ◆通所型サービス費Ⅱ(事業対象者、要支援2) 週2回程度 1か月につき3,428単位 ◆通所型サービス費Ⅲ(要支援2) 週1回程度 1か月につき1,714単位	現行と同様 ◆通所型サービス費Ⅰ(事業対象者、要支援1) 週1回程度 1か月につき1,338単位 ◆通所型サービス費Ⅱ(事業対象者、要支援2) 週2回程度 1か月につき2,742単位 ◆通所型サービス費Ⅲ(要支援2) 週1回程度 1か月につき1,371単位
加算・減算 (主なもの)	(加算) ・運動機能向上加算:225単位/月 ・若年性認知症受入加算:240単位/月 ・生活機能向上グループ加算:100単位/月 ・栄養改善加算:150単位/月 ・口腔機能向上加算Ⅰ:150単位/月 ・選択的サービス複数実施加算Ⅰ:480単位/月 ・選択的サービス複数実施加算Ⅱ:700単位/月 ・事業所評価加算:120単位/月 ・サービス提供体制加算Ⅱ・Ⅲ:国基準 ・介護職員処遇改善加算:単位数×一定割合 ・生活機能向上連携加算Ⅱ:200単位/月 ※運動器機能向上加算を算定している場合:100単位/月 ・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ:5単位/回 ・介護職員等特定処遇改善加算:単位数×一定割合 (減算) ・同一建物減算1:376単位/月 ・同一建物減算2:752単位/月 ・同一建物減算3:376単位/月	(加算) ◎運動機能向上加算:225単位/月 ◎生活機能向上グループ加算:100単位/月 ◎栄養改善加算:150単位/月 ◎口腔機能向上加算Ⅰ:150単位/月 ◎選択的サービス複数実施加算Ⅰ:480単位/月 ◎選択的サービス複数実施加算Ⅱ:700単位/月 ◎事業所評価加算:120単位/月 ・サービス提供体制加算Ⅱ・Ⅲ:国基準 ・介護職員処遇改善加算:単位数×一定割合 ・生活機能向上連携加算Ⅱ:200単位/月 ※運動器機能向上加算を算定している場合:100単位/月 ・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ:5単位/回 ・介護職員等特定処遇改善加算:単位数×一定割合 (減算) ・同一建物減算1:376単位/月 ・同一建物減算2:752単位/月 ・同一建物減算3:376単位/月
新規変更加算	・栄養アセスメント加算:50単位/月 ・口腔機能向上加算Ⅱ:160単位/月加算 ・サービス提供体制加算Ⅰ:国基準 ・生活機能向上連携加算Ⅰ:100単位/月(3月に1回を限度) ・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ:20単位/回(6月に1回を限度) ・科学的介護推進体制加算:40単位/月 ・令和3年9月30日までの上乗せ分:単位数×1/1000	◎栄養アセスメント加算:50単位/月 ◎口腔機能向上加算Ⅱ:160単位/月加算 ・サービス提供体制加算Ⅰ:国基準 ・生活機能向上連携加算Ⅰ:100単位/月(3月に1回を限度) ・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ:20単位/回(6月に1回を限度) ・科学的介護推進体制加算:40単位/月 ・令和3年9月30日までの上乗せ分:単位数×1/1000
利用者負担	1割(一定所得以上は2割・3割)	
提供者	通所介護事業所	
事業の実施方法	事業所指定	事業所指定(通所介護と一体的実施可)
運営	・個別サービス計画を作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画を作成 ※作成しない場合は、サービス内容及びスケジュールに関する書類(本人の同意欄の設定は任意)を交付 ◎印の加算を算定する場合は、個別サービス計画の作成が必要 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
事業者への支払方法	国保連經由で審査・支払	
ケアマネジメント	ケアプラン作成、モニタリング実施	ケアプラン(生活行為評価票)作成、モニタリング実施